



契約に関する知識を学び、「19歳の私へ」の手紙を完成させよう

大久保 育子 Okubo Ikuko 交野市消費生活センター消費生活相談員
大阪府金融広報アドバイザー。相談業務に加え消費者教育・啓発に取り組む。

大阪府^{かたの}交野市消費生活センター(以下、センター)では、2016年度から市立中学3年生の家庭科で「契約の知識と消費者トラブル」の授業を行っています。今回は2018年度に実施した内容を紹介します。

授業構成と内容

授業は 1.絶対にやってはいけないバイト(10分) 2.クイズで学ぶ契約(25分) 3.利用規約を読んでみよう(10分) 4.まとめ(10分)という時間配分で行います(写真)。

1の導入で、覆面調査や荷物受け取り代行のアルバイトのつもりが自身名義のスマホや銀行口座の譲渡だった、という実際にあったトラブル事例を紹介すると、生徒たちは強い関心を示し、ツカミとしては大変効果的です。

2では、なぜ覚えのない未払い請求メールを無視してよいのかや、宅配ピザの注文を例に契約成立の時期などをクイズ形式で学びながらワークシート「19歳の私へ」(図1、後述)の空欄を埋めていきます。

さらに「フリマアプリでテーマパークチケットを購入」「友人と駅で待ち合わせ」「お土産を買う」「友人にお土産をあげる」などの出来事が記

写真 授業のようす



載されたカードを、契約か約束か、誰と誰との契約かに着目して黒板の分類パネル(図2)に貼っていくグループワークを行います。生徒たちは「BtoB」「BtoC」という言い回しがちょっと大人になった気分になるのか、かなりノリノリでワークが進みます。結果解説では ①未成年でもいろんな契約をしながら生活している ②誰と誰の契約かでトラブル解決方法が違う ③ク

図1 ワークシート「19歳の私へ」

19歳の私へ 組 番氏名 _____

拝啓
今、あなたはどんなことに夢中になって、どんな生活をしているのでしょうか？
怪しいバイト話には引つかかっていますか？

19歳、法律上も大人になったんですね。
親権者の同意なく「契約」もできたりするけど、その分責任も増します。
中3の時の家庭科の授業で習ったことを覚えていますか？

① 契約には があり、成立したら勝手にやめられない。

② 売買契約などの場合 と で契約成立。

③ 未成年の時のように 簡単にできない。

④ だから聞いたことをうのみにせず、契約前に や をよく読んで、自分でもしっかり調べるのが大切。

⑤ ただ、訪問販売や電話勧誘などで契約した場合には、 から一定期間なら が可能です。

⑥ でも、ネットショッピングなど通信販売には の適用はなし。
今そこは変わっていませんか？

契約トラブルに巻き込まれずに、楽しい充実したわたしの成人 Life へGo!

追伸

図2 分類パネル

約 束	契 約
	B to B(事業者と事業者)
	C to C(個人と個人)
	B to C(事業者と個人)
	クーリング・オフが可能

リング・オフができるのは一部の契約に過ぎず
④法改正で変動もあるので ⑤現状を覚えるのでなくて、困ったときには相談・確認することが大事、の気づきが生じるように話しました。

その後、3では中学生の利用が多い動画配信サイト等の利用規約をワークシートに沿って読み解き、事業者が責任を免れる免責条項や、契約をやめたいときの解約条項を契約前にチェックする大切さを学びます。

授業コンセプトは「学びが生活を豊かにする！」

このコンセプトが生徒に伝わるように、授業は ①生徒の日常生活「あるある」を学びの糸口に ②グループで考え話し合う参加型で ③授業内容を整理しインプットできるワークシートを作成、の3点に注力しました。

●なぜ「19歳の私へ」の手紙なのか？

③のワークシートは「19歳の私へ」(図1)と「利用規約を読んでみよう」の2種類を準備し、使用しました。「19歳の私へ」は成年年齢引き下げが決まった2018年の中学3年生が、2022年度に19歳になる年で成人することに着目して、生徒たちにそのことをしっかり自覚してもらえるように、単なる穴埋め式ではなく、成人した自分に宛てる手紙形式としています。2019年度からは「18歳の私へ」としています。

成人した自分に伝えたいこと

生徒たちの提出した「19歳の私へ」の追伸欄には「怪しいバイトしてないか？ 気をつけや〜」「欲しいものがあったら必ずホームページで利用規約や表示を確認してください」「契約は簡単に取り消せるものではないのでよく考えること」「トラブルに巻き込まれたら落ち込んでないで事業者や消費生活センターに相談するなど行動するように」などと記されていました。

また、本授業の感想としては「めっちゃタメになったし、バイトとかする前に気をつけないとアカンことを知れてよかった」「約束・契約の

違いなど班で話し合っただけで考えることができたのでよかった」「アプリをインストールするとき、規約を読んでいなかったのだから読む」など、センターが伝えたいことを、生徒たちがしっかり理解していることが確認できました。

授業実施までの道のり

センターでは、10年以上前から学校での消費者教育の必要性を市教育委員会、校長会へ説明し続けてきました。2013年の児童会に始まり、教員研修や保護者会、小・中学校へ延べ20校+8カ所の出張講座を開催し、講座後のアンケート結果報告の際には「授業」として取り組む意義や子どもの消費者トラブル事例を伝えました。そのうちに、現場の教員にもセンターがどんな機関かが伝わり、実際のトラブル事例をセンターに話してもらおうのが一番という共通認識が醸成され、授業実施へとつながりました。

現在は、年間で中学2年生の授業「STOP! 製品事故」を1校5クラス、中学3年生の授業「契約の知識と消費者トラブル」を2校10クラスと実施校数・学年ともに拡大しています。

毎年11月頃に次年度の授業希望の有無を学校に確認し、希望校の担当教員とは新年度が始まってすぐに日程調整と授業内容を打ち合わせます。実施日の1~2カ月前に、センター側が担当教員に具体的な授業内容を示し、最終すり合わせを行うという手順で進めています。

今後の課題

「昨年、授業で……」と先日、高校1年生が脱毛クリームの定期購入の相談でセンターへ来所したときに、授業を続けてきて本当によかったと思いました。ただ、相談員2人で計15クラスの授業を担当するのはかなりハードで、市立中学4校のうち未実施の2校でも授業を行いたいものの、現状では困難です。

今後は今まで以上に家庭科・社会科教員との連携を密にして、授業作りのサポートをしたいと考えています。